

東部地域防災集団移転促進事業計画の変更（第 1 回）について

1. 現在の状況と今後の見通し

- ・本市東部地域における防災集団移転促進事業の事業計画について、6 月 15 日に国土交通大臣の同意を得た。
- ・その後、申出書の追加提出や変更の内容、状況変化等を踏まえ、移転戸数や移転先の計画等について見直しを行ったもの。
- ・今後、本案をもって国土交通省と事前協議を行い、協議が整い次第、宮城県経由で国土交通大臣あて事業計画を提出し、同意を得る予定。（9 月中旬～下旬頃を想定）

2. 変更理由

- ・移転先の区域の変更等に伴い、当該用地取得や整備を早期に進めるため。

3. 主な変更内容

- ・移転戸数について、同一世帯の共有名義人の統一や親族居住世帯の精査を行い、さらに世帯の統合や分離を加味し、修正。
- ・荒井駅北地区について、区画整理事業進捗の見通しが立たないため、移転先から除外。
（区画整理準備委員会と協議の上、通知済み）
- ・七郷地区及び石場地区について、移転者の希望により位置を変更。
- ・市街化調整区域内への移転先 7 地区について、これまで提出された申出書の数をもって移転戸数や面積を確定。（移転先地権者の意向確認済み）
 - 面積を拡大した地区：南福室地区、上岡田地区、七郷地区
面積を縮小した地区：田子西隣接地区、石場地区、六郷地区、蒲生雑子袋地区
- ・一方、残る未提出者の移転先については、暫定的に宅地数に余裕のある区画整理事業地区へ配分することにより、当該未提出者分も含めた全体の事業計画を作成。

4. 事業計画変更の概要 （※現在、精査中であり、多少の変動がある。）

1) 事業区域 別添「事業区域図」のとおり

2) 移転対象戸数 1, 706 戸（変更前） → 1, 549 戸（変更後）

3) 移転種別

・集団移転 1, 001 戸（変更前） → 859 戸（変更後）

< 移転先ごとの計画戸数 >

集団移転先	変更前	変更後	集団移転先	変更前	変更後
田子西地区	80 戸	69 戸	田子西隣接地区	224 戸	120 戸
仙台港背後地住宅地区	25 戸	40 戸	南福室地区	38 戸	29 戸
荒井東地区	71 戸	69 戸	上岡田地区	40 戸	60 戸
荒井南地区	17 戸	17 戸	七郷地区	30 戸	33 戸
荒井西地区	269 戸	310 戸	石場地区	14 戸	9 戸
荒井駅北地区	68 戸	—	六郷地区	68 戸	49 戸
荒井公共区画整理地区	50 戸	49 戸	蒲生雑子袋地区	7 戸	5 戸

・単独移転 334 戸（変更前） → 314 戸（変更後）

・復興公営住宅 371 戸（うち、集団移転先 256 戸）（変更前）
→ 376 戸（うち、集団移転先 237 戸）（変更後）

4) 事業期間 平成24年度から平成27年度まで(変更なし)

5) 事業費

(単位:百万円)

事業内容	事業費	
	変更前	変更後
移転先用地取得及び造成	約 15,540	約 15,560
移転先住宅建設等助成(利子相当額補助)	約 4,810	約 3,980
移転先公共施設整備(道路,公園,上下水道等)	約 3,350	約 3,500
宅地及び農地の買い取り	約 30,880	約 30,880
農林水産業基盤等整備(共同作業所等整備)	約 810	約 490
移転費助成(引越し費用等助成)	約 1,330	約 860
合計	約 56,720	約 55,270

5. 事業スケジュール

年度	H24	H25	H26	H27
事業計画	大臣同意 変更	必要に応じて	事業計画変更	
用地取得				
移転先				
住宅再建				

移転先取得: H24後半からH26前半まで
 測量・設計: H24後半からH25前半まで
 造成・工事: H24後半からH26後半まで
 造成が完了した土地から順次住宅工事着手: H25後半からH27後半まで
 住宅再建(利子相当額補助等):

- H24: 荒井公共区画整理地区, 田子西地区, 荒井東地区, 仙台港背後地住宅地区, 蒲生雑子袋地区
- H26: 石場地区, 荒井南地区, 荒井西地区, 田子西隣接地区
- H27: 上岡田地区, 南福室地区, 七郷地区, 六郷地区

6. 公表等の予定

- 9月 3日 震災復興推進本部会議
(事前協議が整った段階で、宮城県を經由し、国土交通大臣あて、変更事業計画を提出)
- 9月中旬～下旬頃 変更事業計画提出(2～3日程度で大臣同意が得られる見込み)
- 大臣同意を得た後に、その旨を変更計画概要とともに公表
(記者クラブへ投げ込み、市議会全議員へ投げ込み)

7. 今後の進め方

- 申出書の未提出者(約160世帯)については、訪問や電話等により、提出できない理由等を伺いながら、全移転対象世帯の意向把握に努める。
- 以後、申出書の追加提出や変更の内容、状況変化等を踏まえ、必要に応じて事業計画の変更を行っていく。